

福井県建設工事総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、制限付き一般競争入札実施要領第14条第3項第3号の規定に基づき、総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2に規定する価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領に別段の定めがない事項については、特定調達契約に係る一般競争入札実施要領、制限付き一般競争入札実施要領または制限付き一般競争入札実施要領（事後審査型）に定めるところによる。

(対象工事)

- 第2条 総合評価落札方式は、技術的な工夫の余地がある工事のうち総合評価落札方式によることが適当であると契約担当者が認める工事（以下「対象工事」という。）について実施するものとする。

(評価方式)

- 第3条 契約担当者は、総合評価落札方式を実施するに当たっては、対象工事の規模および技術的難易度に応じて、次のいずれかの評価方式を選定するものとする。
- (1) 入札価格および同種工事の経験、工事成績等を一体として評価する方式（以下「実績評価型（簡易型）」という。）
- (2) 入札価格および技術提案（同種工事の経験、工事成績等を含む。以下同じ。）を一体として評価する方式（以下「技術提案型（標準型）」という。）
- 2 実績評価型（簡易型）は、原則として、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が3千万円以上（ほ装工事にあつては、1千万円以上）の工事である場合に選定するものとする。
- 3 技術提案型（標準型）は、設計額が2億円を超える工事である場合に選定するものとする。ただし、技術的な工夫の余地が小さな工事については、実績評価型（簡易型）とすることができる。

(入札方式)

- 第4条 総合評価落札方式は、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札、制限付き一般競争入札または制限付き一般競争入札（事後審査型）により行うものとする。

(総合評価落札方式における入札公告の記載事項)

- 第5条 契約担当者は、総合評価落札方式により一般競争入札に付そうとするときは、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第149条および特定調達契約に係る一般競争入札実施要領、制限付き一般競争入札実施要領または制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領に規定する事項のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。
- (1) 入札に付する工事が総合評価落札方式の対象となる工事であること。
- (2) 評価対象となる項目（以下「評価項目」という。）およびその評価基準
- (3) 技術資料および技術資料に記載された事実を確認するための資料（以下「総合評価確認資料」という。）の内容、提出の方法、期間および場所その他技術資料および総合評価確認資料に関する事項
- (4) 総合評価の評価方式
- (5) 技術提案に係る内容の履行の確保に関する事項
- (6) その他総合評価落札方式の実施に関し必要な事項
- 2 評価項目および評価基準は、別記2から7までの評価基準表を参考として設定するものとする。

(評価方法)

第6条 総合評価落札方式による評価の方法は、標準点および技術評価点（評価項目ごとに与えられる加算点を合計した数値をいう。）を合計した数値（以下「評価点」という。）を入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

評価点＝標準点＋技術評価点

評価値＝評価点／入札価格

- 2 前項の「標準点」とは、全ての入札参加者に与える数値をいい、その数値は100点とする。
- 3 第1項の「技術評価点」とは、別記2から7までに規定する評価基準表に定める評価項目ごとに与える加算点を合計した数値をいい、技術提案型（標準型）にあつては30点以内、実績評価型（簡易型）にあつては15点以内で、当該評価基準表に定める数値を満点とする。

(技術資料の提出)

第7条 総合評価落札方式による入札に参加を希望する者は、制限付き一般競争入札実施要領第7条に規定する確認申請書等のほか、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところにより、技術資料を提出しなければならない。

- (1) 制限付き一般競争入札 次項各号に掲げる技術資料（第2号に掲げるものを除く。）のうち入札公告で示したものを、入札公告の日の翌日から起算して、原則として15日以上（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含む。）経過した日で入札執行者が定める日までに、入札公告において定める方法により提出する。
- (2) 制限付き一般競争入札（事後審査型） 次に掲げる技術資料の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
 - ア 次項第1号および第2号の技術資料 入札書の提出と同時に、入札公告において定める方法により提出する。
 - イ アに掲げる技術資料以外の技術資料 制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領第8条第2項に規定する確認申請書等の提出期間内に、入札執行者が指定する方法により提出する（確認申請書等の提出を求められた者に限る。）。
- 2 技術資料は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 技術資料提出書（様式第4号）
 - (2) 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）
 - (3) 技術提案(1)品質に係る提案（様式第5号）
 - (4) 技術提案(2)施工上の課題に係る提案（様式第6号）
 - (5) 技術提案(3)工程に係る提案（様式第7号）
 - (6) 工程表（様式第7号の2）
 - (7) 技術提案(4)安全に係る提案（様式第8号）
 - (8) 企業の技術力および地域性・社会性（様式第9号）
 - (9) 県産品活用計画書（様式第9号の4）
 - (10) 企業の工事成績算出対象工事（様式第10号）
 - (11) 企業の工事成績として評価する工事の実績（様式第10号の2）
 - (12) 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第11号）
- 3 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 4 技術資料が提出された場合、その返却および公表は行わないものとする。
- 5 技術資料の提出後における提案内容の変更は、認めないものとする。
- 6 技術資料の撤回、内容の修正または再提出は、認めないものとする。

(技術資料の審査)

第8条 技術資料の審査は、入札参加資格の確認と併せて行うものとする。

- 2 技術資料の審査および入札参加資格の確認の期間は、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 制限付き一般競争入札 技術資料および制限付き一般競争入札実施要領第7条に規定する確認申請書等の提出を受けた日の翌日から起算して、原則として30日以内（休日を含む。）
 - (2) 制限付き一般競争入札（事後審査型） 入札期間の末日の翌日から起算して、原則として7日以内（休日を除く。）
- 3 入札方式を制限付き一般競争入札（事後審査型）とする場合における技術資料の審査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 最も評価値の高い者を決定するに当たっては、全ての入札参加者（失格者を除く。）について、技術資料自己評価申請書（以下自己評価書という。）の技術評価点（合計）の欄に記載のある数値を真実の数値であると仮定して評価値を算定する。
 - (2) 前号の規定により算定した評価値が最も高い者に係る技術評価点について、次に定めるところにより評価値の確定を行うものとする。
 - ア 自己評価書の加算点の欄に数値の記載がない場合は、当該項目は、加点なしとする。
 - イ 自己評価書の加算点の欄に当該項目の最大の配点の数値を超える数値の記載がある場合は、当該項目は、加算点なしとする。
 - ウ 自己評価書の加算点の欄に記載がある数値と項目説明の欄の記載の内容（例えば、有と無、※1と※2、その他など）とが一致しない場合は、加算点の欄に記載がある数値により評価する。
 - エ 加点することができないと入札執行者が明確に判断できる項目については、減点した数値により評価することができる。
 - (3) 前号に規定するところにより確定した技術評価点に基づき評価値を算定した結果、最も評価値の高い者が変わったときは、当該変更後の最も評価値の高い者について、前号に定めるところにより技術評価点および評価値を確定するものとし、最も評価値の高い者が決定するまで、同様に繰り返すものとする。
 - (4) 前3号に規定するところにより最も評価値の高い者（以下この項において「落札候補者」という。）が決定したときは、当該落札候補者に対して、確認申請書等の提出を求め、次に定めるところにより当該落札候補者の技術評価点を確定するものとする。
 - ア 自己評価書に記載された各項目（工事成績評定点の平均点に係る項目を除く。イにおいて同じ。）の加算点の欄の点数が、前条第2項第8号、第12号および第13号に掲げる技術資料の記載内容より高い場合は、当該項目は、加点なしとする。
 - イ 自己評価書に記載された各項目の加算点の欄の点数が前条第2項第8号、第12号および第13号の技術資料の記載内容より低い場合は、当該項目は、自己評価書の加算点により評価する。
 - ウ 自己評価書に記載された工事成績評定点の平均点に係る項目については、入札執行者において確認を行った数値により評価するものとする。ただし、当該数値と落札候補者が自己評価書に記載した数値とが一致しない場合には、入札執行者と落札候補者とが、相互に確認を行った数値により評価するものとする。
 - (5) 落札候補者となった者以外の入札参加者については、第2号に定めるところにより当該入札参加者の技術評価点を確定するものとする。
 - (6) 第4号に規定するところにより確定した技術評価点に基づき落札候補者の評価値を算定した結果、当該落札候補者が最も評価値の高い者でなくなったときは、前号に規定するところにより確定した技術評価点に基づき算定した評価値が最も高い者を新たな落札候補者として選定し、第4号の規定の例により当該新たな落札候補者の技術評価点を確定するものとし、落札候補者が最も評価値が高い者と決定するまで、同様にこれを繰り返すものとする。

(技術提案型（標準型）の資格確認の通知)

第9条 評価方式を技術提案型（標準型）とする場合における入札参加資格の確認の通知は、原則として、入札期間の末日の前日から起算して少なくとも10日（休日を除く。）前までに行わなければならない。

(失格)

第10条 入札をした者のうち次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者
- (2) 技術資料および総合評価確認資料を提出しない者（入札方式を制限付き一般競争入札（事後審査型）とする場合に限る。）
- (3) 自己評価書の技術評価点（合計）の欄に、数値の記載をしなかった者または評価点数の満点を超える数値を記載した者（入札方式を制限付き一般競争入札（事後審査型）とする場合に限る。）

(総合評価調査基準価格等の設定)

第11条 契約担当者は、設計額が2億円を超える工事である場合にあっては、予定価格のほか、総合評価調査基準価格および総合評価失格基準価格を、設計額が2億円以下の工事である場合にあっては、予定価格のほか、総合評価失格基準価格を設けるものとする。

2 総合評価失格基準価格に満たない価格をもって申込みをした者に係る入札は、無効とする。

(総合評価調査基準価格)

第12条 総合評価調査基準価格の設定については、低入札価格調査制度実施要領第4条の2の規定を準用する。

(総合評価失格基準価格)

第13条 総合評価失格基準価格の設定については、設計額が2億円以下の工事である場合にあっては最低制限価格制度実施要領第5条の規定を、設計額が2億円を超える工事である場合にあっては低入札価格調査制度実施要領第4条の3の規定を準用する。

(調査の実施)

第14条 入札執行者は、設計額が2億円を超える工事である場合には、入札金額が総合評価失格基準価格以上で、かつ、総合評価調査基準価格に満たない入札者のうち最低の価格で入札をした者について、その申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、低入札価格調査制度実施要領第7条の規定の例により調査を行わなければならない。

(落札者の決定)

第15条 落札者の決定は、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札 次のアおよびイに定めるところによる。
 - ア 総合評価失格基準価格以上で、かつ、総合評価調査基準価格に満たない価格で入札した者について、前条の規定による調査を行った後、評価値の最も高い者を決定するものとする。
 - イ アに規定するところにより評価値の最も高い者が決定した場合において、評価値の最も高い者が複数であるときは、学識経験者の意見を聴取した後、電子くじにより、落札者を決定するものとする。
- (2) 制限付き一般競争入札（事後審査型） 次のアおよびイに定めるところによる。
 - ア 予定価格の範囲内で、かつ、総合評価失格基準価格以上の価格で入札した者のうち、第8条第3項各号に規定するところにより確定した評価値が最も高い者を落札候補者として決定するものとする。ただし、最も評価値の高い者が複数であるときは、くじ引きにより、落札候補者を決定するものとする。
 - イ アの規定により決定した落札候補者について、審査会（第17条第1項に規定する審査会をいう。）の審査および必要に応じて技術委員会（第18条に規定する技術委員会をいう。）の意見聴取を行った後、落札保留の日から原則として7日以内（休日を除く。）に、当該落札候補者を落札者として決定する。

2 入札執行者は、前項各号の規定により落札者を決定したときは、全ての入札参加者に対し、落札者を通知するものとする。

(入札結果等の公表)

第16条 総合評価落札方式による場合における制限付き一般競争入札実施要領第17条の規定に適用については、同条第2項中「落札者および落札決定の日」とあるのは、「落札者および落札決定の日ならびに入札参加者の評価点（評価対象者のみ）および評価値（評価対象者のみ）」とする。

(総合評価審査会)

第17条 総合評価落札方式に係る事務を適正に執行するため、福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第6条に規定する本庁の部および同規則第21条に規定する出先機関ならびに教育庁および警察本部（次項においてこれらを「各部局等」という。）に、総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合評価落札方式を行うことの適否
- (2) 総合評価落札方式における落札者の決定基準
- (3) 技術資料の審査および評価
- (4) 総合評価落札方式の結果の審査および落札者の決定

3 審査会に、委員長および委員を置く。

4 委員長は、各部局等の長をもって充てる。

5 委員は、各部局等の長が指名する者をもって充てる。

6 審査会は、総合評価落札方式を実施するに当たっては、令第167条の10の2第4項および第5項の規定により、次条第1項に規定する技術委員会の意見を聴かなければならない。

(学識経験者の意見の聴取)

第18条 令第167条の10の2第4項の規定する学識経験を有する者の意見を聴くため、福井県総合評価技術委員会（以下「技術委員会」という。）を設置する。

2 技術委員会は、学識経験を有する者2人以上をもって構成する。

(評価項目の履行の担保)

第19条 契約担当者は、加点点評価を行った評価項目に係る内容については、次に掲げるところにより、その履行を担保しなければならない。

- (1) 加点点評価を行った評価項目に係る内容については、契約書に記載し、その内容が工事施工にあたって履行されていない場合には履行するよう求めること。
- (2) 加点点評価を行った評価項目に係る内容の履行を求めたにも関わらず、履行されていないことが確認された場合には、別記1の〔加点点評価を行った評価項目の履行確保の方法〕により対応すること。
- (3) 技術資料に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な場合においては、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく措置等が行われる場合があること。

2 契約担当者は、加点点評価を行わなかった技術提案についても、原則履行を求めること。また、受注者は当該技術提案を履行するよう努めること。
ただし、契約担当者が実施を認めない技術提案は対象外とする。

(その他)

第20条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、契約担当者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に公告を行った入札により行う総合評価落札方式の手続きについては、なお従前の例による。
- 3 福井県建設工事総合評価落札方式試行要領は、廃止する。

附 則（平成23年7月14日）

- 1 この要領は、平成23年7月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年5月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

別記 1

加点評価を行った評価項目の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価を行った評価項目（以下「加点項目」という。）が達成されていない場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

技術提案に関する加点項目が不履行の場合は、1，2，3，4により、その他の加点項目については、2，3，4による。

1 再度の施工または修補

技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

2 契約金額の減額または損害賠償請求

①技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、または、②技術提案以外の加点項目について不達成が認められ、加点項目が達成されていない場合は以下の方法による。

検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあっては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額＝ $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または
減額または損害賠償額＝ $0.05 \times C$ のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

3 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

4 指名停止等の措置

加点項目に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

記（例）（加点項目の状況に併せて適宜修正）

〇〇〇〇（受注者名を記入する。）が入札時に加点評価された以下の評価項目と個々の加算点

1 〇〇〇〇（加点評価した技術提案について記入する。）・・・〇点

2 技能資格を保有する自社雇用技能者を配置する。

<法面処理工事>

〇〇〇〇工（発注者が指定した工種を記入する。）におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する・・・0.5点

<鋼構造物工事>

主たる鉄工作業のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「１級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が１名以上従事する・・・０.５点

- ３ 配置予定技術者は申請時の者を配置し、配置予定技術者の技術力に関する評価点〇〇点を達成する。
- ４ 申請時配置した若手担当技術者を専任の監理技術者等の下で常駐する。・・・０.５点
- ５ 別表１の県内企業および県産品の活用について、発注者の指定する全てを活用する。・・・０.５点

注：契約時に特約事項として枠部分を記入し、別表１とともに契約書に閉じ込む。